

就職・退職予定の方へ

就職して国保から職場の健康保険に加入する場合や、退職して職場の健康保険から国保に加入する場合は届け出が必要です。以下の届け出は、マイナンバーカードをお持ちの方はスマートフォンでお手続きできますので、ぜひご活用ください。

国保を脱退する

- 職場の健康保険に加入した（就職等）
- 家族の社保の被扶養者になった



国保に加入する

- 職場の健康保険を脱退した（退職等）
- 家族の社保の被扶養者でなくなった



つがる市の 特定健康診査・健康診査について

Check! 対象者は**40歳以上**で**次にあてはまる方**です。

✓ つがる市国民健康保険加入者 ※1

※1 受診日に「つがる市国民健康保険」に加入している方が対象です。

保険の資格は**申込時のものではなく、受診日のものが対象**となります。

ご家族の扶養になる等、他の医療保険に加入する予定のある方は、その医療保険での資格取得日にさかのぼって国保の資格を喪失することになります。

国保資格喪失後に**国保特定健診を受診した場合は、市で負担している健診費用（10,000円程度）をご負担していただきます**ので、特に注意してください。

✓ 後期高齢者医療加入者

✓ 生活保護受給者

令和7年度の集団健診・個別健診案内は、**オレンジ色の封筒で4月上旬に個別に送付予定**です。

★ 健診受診等で50ポイント以上貯まった元気・健康ポイントカードをお持ちの方は、**3月27日まで**国保年金課で商品券と交換できます。

つがる市 民生部 国保年金課

所在地：〒038-3192 青森県つがる市木造若緑61番地1
電話：0173-42-2111(代)
土日祝日・年末年始の市役所休業日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

つがる市の人口	28,806人（13,396世帯）
国民健康保険加入者	7,980人（4,870世帯）
後期高齢者医療加入者	6,440人

※令和6年12月末現在

国民健康保険広報紙

国保つがる

K O K U H O

国保加入者
以外の人も
見てね。

No.28

2025年 2月



（医療費通知書）

医療費のお知らせを発送します

令和7年2月25日(火)に、令和6年1月～12月に医療機関を受診した世帯に対し、「国保の医療費のお知らせ」（医療費通知書）を発送します。

このお知らせは、ご自身の受けた医療の状況を知っていただくために送付するものです。

医療費控除を受ける方へ

医療費のお知らせ（医療費通知書）は、申告で医療費控除を行う際の「医療費控除の明細書」の添付資料として使用することができます。

申告開始日までに医療費のお知らせをお届けすることができません

● 保険診療の仕組み上、受診情報を医療保険者が確認できるのは最短でも診療月の翌々月となります。
12月診療分の情報が確認できるのは早くても2月6日頃となり、確認後データ処理や印刷、発送作業を行うこととなるため、申告開始日前に医療費のお知らせをお届けすることができません。

● 毎年、発送時期についてのお問い合わせが数百件寄せられております。
上記理由により、「国保の医療費のお知らせ」は**2月25日(火)までは発送できません**ので、それ以前の**発送時期についてのお問い合わせはできるだけ控え**いただきますようお願いいたします。

申告までに通知書が届かない場合

「医療費控除の明細書」を作成してください。

3月上旬を過ぎても医療費のお知らせがお手元に届かない場合は、加入している医療保険者にお問い合わせください。

詳しくは
次ページへ

問い合わせ先

加入している医療保険によって問い合わせ先が異なります。

国民健康保険の方……………つがる市国保年金課（0173-42-2111）

後期高齢者医療の方……………青森県後期高齢者医療広域連合（017-721-3821）

「医療費控除の明細書【内訳書】」の様式は、国税庁HPからダウンロードまたは市役所1階税務課にて配布しています。

医療費のお知らせ(医療費通知書)がない方

(5)には生命保険等で補てんのあった額や高額療養費の支給額をご記入ください。

医療費のお知らせ(医療費通知書)が**ある方**

Cの欄…⑧の額+生命保険等で補てんのあった額

⚠ 7月、12月に発送した
「国保の医療費のお知らせ」には
1年分記載されていません

「国保の医療費のお知らせ」を医療費控除の添付書類として使う場合、記載されていない分は「医療費控除の明細書【内訳書】」を作成してください。

とっても便利! マイナポータル[♪]

医療費通知情報の確認&確定申告書に自動入力できます

事前にマイナポータルで代理人の設定を行うことで、ご家族の医療費通知情報も取得できます。

必要なもの

- ☒ 申告する方のマイナンバーカード
 (☒ ご家族のマイナンバーカード)
- ☒ マイナンバーカード読み取り機能のあるスマートフォン
 またはICカードリーダライタ付きのパソコン
- 



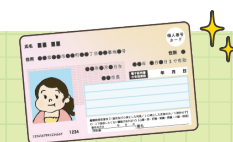
国税庁HP
「マイナポータルと連携した
所得稅確定申告手續」

マイナ保険証の登録状況を確認できます

マイナポータルでマイナンバーカードの保険証利用（マイナ保険証）の登録状況が確認できます。

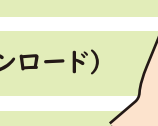
必要なもの

- ✓ 対象の方のマイナンバーカード
- ✓ マイナンバーカード読み取り機能のあるスマートフォンまたはICカードリーダライタ付きのパソコン



マイナポータル
ログインページ

確認方法

- 

STEP1 スマートフォンまたはパソコンからマイナポータルにアクセス

STEP2 (アプリをまだお持ちでない方は、マイナポータルアプリをダウンロード)

STEP3 **ログイン** ボタンをクリック

STEP4 マイナンバーカード用利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4ケタ)を入力

STEP5 画面の指示に従ってマイナンバーカードを読み込ませる

STEP6 ホーム画面の「証明書」内の「健康保険証」をクリックすると、利用状況が表示されます。

